



2022年5月16日

各 位

会 社 名 山陽電気鉄道株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 上 門 一 裕
コ ー ド 番 号 9 0 5 2
上 場 取 引 所 東証プライム
問 合 せ 先 執行役員
総務・広報部長 田 中 健
(TEL 078-612-2032)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月17日開催予定の第133回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 自然災害や不測の事態等に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第15条（開催場所）を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を第17条に新設するものであります。
 - ② 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を新設するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>(開催場所)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、神戸市で株主総会を開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 16 条</u></p> <p style="text-align: center;">} (記載省略)</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第 17 条</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p><u>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結 計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る 情報を、法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみなす ことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 19 条</u></p> <p style="text-align: center;">} (記載省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 40 条</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 15 条</u></p> <p style="text-align: center;">} (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第 16 条</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部又は一部 について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載 しないことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 18 条</u></p> <p style="text-align: center;">} (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 39 条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削るものとする。</u></p>
(新 設)	
(新 設)	

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月17日
定款変更の効力発生日 2022年6月17日

以 上